

介護認定審査係の職員の勤務時間等に関する規程

〔平成11年 9月27日〕  
訓 令 第 6 号

改正 平成13年 8月17日訓令第 2号 平成15年 4月 1日訓令第 5号  
平成16年 3月29日訓令第 8号 平成19年 3月29日訓令第 3号  
平成19年 3月29日訓令第 5号 平成22年 3月25日訓令第 1号  
平成22年 3月25日訓令第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）及び大川広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第1号）の規定に基づき、事務局介護認定審査係の職員（以下「職員」という。）の勤務時間等に関して必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等については、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年8月17日訓令第2号）

この訓令は、平成13年8月20日から施行する。

附 則（平成15年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第5号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第1号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第3号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分		出勤時間	退勤時間	休憩時間
通常勤務日		午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで
夜間審査会 担 当 日	A勤務	午前8時30分	午後8時30分	正午から午後1時まで 午後5時15分から午後6時まで
	B勤務	午後1時	午後8時30分	午後5時15分から午後6時15分まで

備考 夜間審査会担当日勤務については、A勤務1回、B勤務2回の割合とし、月の初めに計画表を作成する。